

省エネ(C)指定設備導入事業

〔公募期間〕 令和5年5月25日(木)～6月30日(金)17時必着

中小企業者等の省エネ設備改修に活用できます！

経済産業省 補助事業名：令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

二次公募 (C) 指定設備導入事業

執行団体：一般社団法人環境共創イニシアチブ（略称「SII」）、大日本印刷株式会社（略称「DNP」）

対象事業者：国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主 ※大企業の場合別途要件有

予算：約95億円

補助率：1/3（上限額1億円、下限額30万円）

対象経費：設備費のみ

■ 主たる申請要件

SIIが定めた基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備が対象。

設備の省エネ改修事業であること。増設、新設は不可。

年度内事業であること。2024年1月31日までに支払いが完了する事業であること。

直近の決算において債務超過の場合は対象外。

成果報告時に最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて報告すること。

※大企業の申請要件：以下いずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』又は『Aクラス』として評価されている事業者

⇒『Sクラス』：「令和4年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、Sクラスとして公表されていることが確認できる事業者。

⇒『Aクラス』：令和4年度定期報告書「特定第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

⇒必ず、経済産業局へ提出した中長期計画の写しをSIIへ提出すること。

⇒経済産業局へ提出したものと異なる中長期計画の写しをSIIへ提出し、ベンチマーク指標の見込みがベンチマーク目標を達成しないことが判明した場合、SIIは交付決定の取消し等を行うことがある。

■ 補助対象設備

高効率空調	産業ヒートポンプ	業務用給湯器
高性能ボイラ	高効率コージェネ	低炭素工業炉
変圧器	冷凍冷蔵設備	産業用モータ
調光制御設備(照明)	生産設備(工作機械等)	

■ 補助対象当社製品（例）

※補助対象設備については、弊社営業担当者にご確認ください。

高効率空調設備

店舗・オフィス用



ビル用マルチ



チリングユニット



ターボ冷凍機



冷凍冷蔵設備

コンデンシングユニット 冷凍冷蔵ユニット



業務用給湯設備

業務用給湯器



グリーン購入法
調達基準適合製品

ダイキン自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機

業務用エコキュート

■ 設備区分毎の補助対象となる設備の範囲 ※公募要領より一部抜粋

種別	対象範囲
1-1.電気式パッケージエアコン （業務用エアコン）	室外機、室内機、リモコン（集中リモコン含む）、パネル、全熱交換器
1-2.ガスヒートポンプエアコン※	室外機、室内機、リモコン（集中リモコン含む）、パネル、全熱交換器
1-3.チリングユニット	チリングユニット本体（水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン（延長コード等含む）等を含む）、全熱交換器
1-5.ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体、リモコン、全熱交換器
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器	ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）
8-4.コンデンシングユニット	コンデンシングユニット本体（圧縮ユニット、リモートコンデンサ含む）
8-5.冷凍冷蔵ユニット	クーリングユニット本体（庫外ユニット、庫内ユニット、コントローラ含む）

※GHPチラーは水熱交換ユニットを含めて本体とし、対象範囲はGHP及びチリングユニットに準じて適用する。

1 スケジュールについて



2 審査の評価項目

- ・中小企業者等の省エネルギー事業
 - ・計画省エネルギー量
 - ・計画省エネルギー率
 - ・経費当たり計画省エネルギー量（補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量）
 - ・省エネ法定定期報告書等の任意開示制度の構築に伴い、任意開示制度への参画を宣言した特定事業者
 - ・中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された事業、または、同法14条第1項に基づき、経営革新計画の認定を受けた企業が実施する事業
 - ・ベンチマーク改善に資することが認められる事業（大企業の場合は除く）
 - ・2020年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業
- ※以下いずれかの事業における省エネルギー診断を受診した事業所の場合を評価対象とする。

- 「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」
- 「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
- 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
- 「地域プラットフォーム構築事業」
- 「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金」

※採択者の決定に当たっては、事業区分毎に評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行う。事業区分毎の予算額については、申請状況等を考慮した上で決定する。

3 その他注意事項

- ① 交付決定前に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外。
- ② 償却資産登録される設備であること。
- ③ 「中小企業経営強化税制」との併用可能。
(その他の税制優遇については、該当の税制担当窓口にお問合せ下さい。)
- ④ 実績報告時に補助事業の実施体制に関する資料（補助対象事業の請負先及び再請負先等の会社名、取引金額等）を提出する必要があります。

4 問い合わせ窓口及び提出（郵送）先

一般社団法人環境共創イニシアチブ
「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」
TEL：0570-008-726（ナビダイヤル）
※IP電話からのお問い合わせ TEL：042-204-1710
受付時間 10：00～12：00、13：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）
事業ページURL： <https://sii.or.jp/shitei04r/>
【提出先】〒115-8691 赤羽郵便局私書箱43号 一般社団法人環境共創イニシアチブ事業第1部

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください。